

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント
重要事項説明書

- 1 2. 秘密の保持について
- (1) 当該事業所の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 事業所では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 白山市美川永代町ヲ266-1
地域交流センターよろーさ内
名 称 白山市地域包括支援センター美川

説明者 氏名

担当者氏名		電話番号	076-278-8585
-------	--	------	--------------

委託先居宅介護支援事業所（業務委託の場合）

所在地		事業所名	
担当者氏名		電話番号	

私は、本書面により、事業者から介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについての重要事項の説明を受け、内容に同意します。

利用者 住所 白山市

(本人) 氏名

(代理人) 住所

氏名

1. 事業所の概要

事業所名	白山市地域包括支援センター美川
管理者の氏名	舘 洋子
所在地	白山市美川永代町ヲ266-1 地域交流センターよろーさ内
連絡先	電話 (076) 278-8585 FAX (076) 278-8511
事業所番号	1702200062
提供できるサービス	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務
サービス提供地域	美川圏域（美川地区、蝶屋地区、湊地区）

2. 当事業所の職員体制

職 種	人 員
管理者（兼務）	1名
看護師	1名
主任介護支援専門員	1名
社会福祉士	1名
介護支援専門員	0名
事務職	0名
合 計	3名

3. サービスの提供時間

平日	午前8時30分～午後5時15分
休業日	土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日

※緊急連絡先 TEL 076-278-8585(不在時は包括携帯に転送)

4. サービスの提供

- (1) 介護保険法等関連法令に基づいて、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務を行います。
- (2) 利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づいた介護予防サービス・支援計画（以下「ケアプラン」）を作成するとともに、多様な事業者から、総合的かつ効率的にサービスが提供されるよう支援を行います。
- (3) 利用者は、複数の介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めること及び当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。
- (4) ケアプラン作成後も、定期的に利用者及び家族と連絡を取り、ケアプランの実施状況・解決すべき課題を把握し、ケアプランの変更、サービス事業者等との連絡調整やその他の必要な対応を行います。
- (5) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにつきましては、居宅介護支援事業者に業務の一部を委託する場合があります。

5. 介護予防支援に係る事業所の義務について

- (1) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護予防支援担当者の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- (2) 介護予防支援担当者は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- (3) 介護予防支援担当者は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護予防支援担当者は、介護予防サービス・支援計画を作成した際には、当該介護予防サービス・支援計画を主治の医師等に交付します。

6. 料金

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにつきましては、原則として利用者の負担はありません。

7. サービスの利用方法

- (1) サービスの利用開始
- まずは、電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。
- (2) サービスの終了
- ①利用者のご都合でサービスを終了する場合
- お申し出くださればいつでも解約できます。
- ②当事業所の都合でサービスを終了する場合
- やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がありますが、その場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。
- ③自動終了
- 以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
- ・利用者が要介護認定を受け、介護給付サービスの利用を開始するとき
 - ・利用者の要支援認定の有効期間が終了したとき、介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者にならなくなったとき
 - ・利用者が亡くなられた場合や転出等により当市の被保険者でなくなったとき
 - ・利用者が介護保険施設、介護予防特定施設入所者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護または介護予防認知症対応型共同生活介護の利用を開始したとき
- ④その他
- 利用者や家族などが当事業所や当事業所の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

8. 虐待防止について

- 当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。
- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。
- 虐待に関する責任者 総務管理課長 北嶋 篤

- (2) 成年後見制度の利用支援を行います。
- (3) 苦情解決体制の整備を行います。
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 当該事業所従業者または擁護者（現に養護している家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報します。

9. サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当事業所の利用者相談・苦情窓口
- 担 当 者 白山市地域包括支援センター美川管理者
- 電 話 076-278-8585 F A X 076-278-8511
- 対応時間 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分（土・日、祝日を除く）
- (2) 白山市の窓口
- 白山市健康福祉部長寿介護課
- 電話 0 7 6－2 7 4－9 5 2 9
- 対応時間 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分（土・日、祝日を除く）
- (3) その他の窓口
- 石川県国民健康保険団体連合会（国保連） 介護サービス苦情 1 1 0 番
- 電話 0 7 6－2 3 1－1 1 1 0
- 対応時間 午前 9 時 ～ 午後 5 時（土・日、祝日を除く）
- (4) 第三者委員
- 本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

名 前	連 絡 先
林 久 栄	0 7 6－2 7 6－5 2 6 7
川 原 三栄子	0 7 6－2 7 8－3 1 8 2
谷 内 悦 子	0 7 6－2 7 2－1 4 1 0

1 0. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族等へ連絡をいたします。

主治医	医療機関名			
	主治医氏名		電話番号	
ご家族	住 所			
	氏 名		電話番号	

1 1. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市、ご家族等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。